

小学校電子黒板等（H30整備分）の賃貸借に係る仕様書

- 1 件 名 小学校電子黒板等（H30整備分）の賃貸借
- 2 実施場所 電子黒板等を使用する学校は別紙1のとおりとする。
- 3 契約概要 電子黒板及びノート型パソコン、画像転送装置の賃貸借を行う。
履行期間満了後は賃貸借物の無償譲渡を行う。
- 4 契約期間 平成30年5月1日から平成35年5月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
準備期間 平成30年5月1日から平成30年5月31日まで
履行期間 平成30年6月1日から平成35年5月31日まで
- 5 契約数量 各校に設置する電子黒板等の数量は別紙1のとおりとする。
- 6 コンピュータ教室の基本構成 別紙2のとおりとする。
- 7 契約機器の詳細 機器等は項目ごとに各々同一の機種等とし別紙3のとおりとする。
また、納入時に、電子黒板等の新商品（後継機）を見積品の代替とした
い場合は発注者の承認を得ること。
- 8 電子黒板等の配置図 別に発注者で指示するものとする。
- 9 機器の設置
 - (1) 契約機器は、発注者で別に示す日程までに設置を終了し、必要な設定を行い、使用可能な状態とすること。
 - (2) 機器等の設置、調整、保守に係る費用は、すべて受注者の負担で行うこと。
 - (3) 機器の設置及び保守作業に従事する技術者は、作業実績のある者が行うこと。
 - (4) 電子黒板、ノートパソコン、ワイヤレス画面転送装置には納入業者名、機器名が記載されたシールを貼ること。
- 10 操作指導
 - (1) 導入時操作研修 電子黒板等設置後、当該学校の教職員に対し、電子黒板の取り扱いの指導（導入時操作研修を各校1回ずつ計40回）を行うこと。
 - (2) 前記の研修実施計画及び内容は発注者と十分な協議を行うこと。
 - (3) 機器操作及びソフトの使用方法について、学校からの問合せ等に対応すること。

11 機器等保守

- (1) 発注者から正常に動作しない旨の連絡を受けた場合、速やかに適切な保守を行うこと。
保守に係る費用は受注者の負担とすること。
- (2) 納入後適正な動作が確認された日からメーカー保証期間中及びこの仕様書で保証期間を示しているものは受注者が無償で保守を行うこと。
- (3) メーカー保証期間経過後またはこの仕様書で示す保証期間経過後において、機器等の故障や不具合があった場合は、受注者の費用負担で現場調査を行いその原因について調査し、受注者の費用負担で修理等に係る見積書を作成し、発注者に提示すること。また、修理等が有償である場合には、発注者の指示を受けた上で修理または調整を行うこと。

12 デザインシート

- (1) パソコンの詳細な設定情報をまとめたデザインシートを作成し、提出すること。

13 履行期間満了後の機器の譲渡

契約の履行期間満了時には、電子黒板、電子黒板用ノートパソコン、ワイヤレス画面転送装置を発注者に無償譲渡すること。

(別紙1)

| | 学校名 (所在地) | 一体型電子黒板 | 電子黒板用パソコン | ワイヤレス画像転送装置 |
|----|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 | 仁王小学校 (盛岡市本町通二丁目18-1) | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 城南小学校 (盛岡市若園町9-20) | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 桜城小学校 (盛岡市大通三丁目8-1) | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 厨川小学校 (盛岡市前九年一丁目2-1) | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 仙北小学校 (盛岡市仙北二丁目19-1) | 6 | 6 | 6 |
| 6 | 杜陵小学校 (盛岡市肴町1-6) | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 山岸小学校 (盛岡市山岸二丁目13-1) | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 大慈寺小学校 (盛岡市大慈寺町6-47) | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 米内小学校 (盛岡市上米内字米内沢50-9) | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 土淵小学校 (盛岡市土淵字幅2-3) | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 中野小学校 (盛岡市中野二丁目12-1) | 2 | 2 | 2 |
| 12 | 本宮小学校 (盛岡市本宮二丁目25-1) | 6 | 6 | 6 |
| 13 | 青山小学校 (盛岡市青山二丁目7-2) | 1 | 1 | 1 |
| 14 | 北厨川小学校 (盛岡市厨川三丁目5-1) | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 河北小学校 (盛岡市長田町16-1) | 2 | 2 | 2 |
| 16 | 上田小学校 (盛岡市上田三丁目16-45) | 1 | 1 | 1 |
| 17 | 山王小学校 (盛岡市小杉山3-1) | 2 | 2 | 2 |
| 18 | 緑が丘小学校 (盛岡市黒石野一丁目6-1) | 1 | 1 | 1 |
| 19 | 太田小学校 (盛岡市上太田上吉本1-1) | 2 3 | 2 3 | 2 3 |
| 20 | 太田東小学校 (盛岡市上太田上野屋敷8-1) | 1 | 1 | 1 |

| | 学校名 (所在地) | 一体型電子黒板 | 電子黒板用パソコン | ワイヤレス画像転送装置 |
|-----|---|-------------------|-------------------|-------------------|
| 21 | 繫小学校 ※R4.3.31閉校(太田小へ) (盛岡市繫字館市114-1) | 1 0 | 1 0 | 1 0 |
| 22 | 城北小学校 (盛岡市みたけ三丁目12-1) | 1 | 1 | 1 |
| 23 | 大新小学校 (盛岡市南青山町6-10) | 1 | 1 | 1 |
| 24 | 松園小学校 (盛岡市松園三丁目12-1) | 1 | 1 | 1 |
| 25 | 月が丘小学校 (滝沢市穴口328) | 1 | 1 | 1 |
| 26 | 高松小学校 (盛岡市上田堤二丁目31-12) | 1 | 1 | 1 |
| 27 | 東松園小学校 (盛岡市東松園二丁目5-1) | 1 | 1 | 1 |
| 28 | 見前小学校 (盛岡市西見前18-17-2) | 1 | 1 | 1 |
| 29 | 飯岡小学校 (盛岡市下飯岡8-48) | 2 | 2 | 2 |
| 30 | 羽場小学校 (盛岡市羽場17-55-2) | 1 | 1 | 1 |
| 31 | 永井小学校 (盛岡市永井10-16) | 1 | 1 | 1 |
| 32 | 手代森小学校 (盛岡市手代森22-47) | 1 | 1 | 1 |
| 33 | 津志田小学校 (盛岡市津志田中央一丁目8-40) | 6 | 6 | 6 |
| 34 | 見前南小学校 (盛岡市西見前13-167) | 1 | 1 | 1 |
| 35 | 都南東小学校 (盛岡市乙部12-16-1) | 1 | 1 | 1 |
| 36 | 北松園小学校 (盛岡市北松園12-1) | 1 | 1 | 1 |
| 37 | 玉山小学校 (盛岡市日戸字市の坪53) | 1 | 1 | 1 |
| 38 | 生出小学校 (盛岡市下田字仲平59-36) | 1 | 1 | 1 |
| 39 | 好摩小学校 (盛岡市好摩字夏間木70-60) | 1 | 1 | 1 |
| 40 | 向中野小学校 (盛岡市向中野二丁目39-27) | 5 | 5 | 5 |
| 合 計 | | 64 | 64 | 64 |

電子黒板等の基本構成

1 基本構成

- (1) 電子黒板等
 - a 一体型電子黒板，電子黒板用PC，画像転送装置を「別紙1」のとおり各校に設置すること。
 - b 電子黒板用PCはMicrosoft Windows 10 Professional 64Bit正規版が快適に動作する機種であること。
 - c 電子黒板用PCは画像転送，インターネット，ソフト等が快適に動作する機種であること。
 - d リカバリーメディアを1セット用意すること。
- (2) ウィルス対策，OS保守
 - a 電子黒板用PCには別に各校毎に契約しているウイルス対策ソフトをインストールすること。
コンピュータ教室のネットワーク接続時にウイルス対策ソフトのアップデートが行えるよう設定すること。
 - b サーバー及びクライアントOS (Microsoft Windows) のアップデートを教育委員会と協議の上，実行すること。
- (3) PC機等の設定
 - a PC機等はPower Management (節電) の設定を行うこと。
 - b システム導入時におけるメーカー提供の修正プログラムは，全てインストールすること。また，発注者に修正プログラムの資料を提供すること。
 - c システム導入後のメーカー提供の修正プログラムが発表になったときは，随時，発注者に情報を提供すること。
 - d ソフトウェアに関しては，導入時点での最新のソフトウェアをインストールすること。
 - e 設定後において不具合やトラブルがあった場合は，迅速に対応できる体制をとること。
- (4) 既存教育用タブレットの設定
 - a 既存教育用タブレット (平成29年度整備 米内小29台，河北小30台，太田小22台) にワイヤレス画面転送装置用アプリをインストールすること。
教育用タブレットは環境復元ソフトが設定されているため，必要な設定情報については発注者が提供する。
 - b 設定後の既存教育用タブレットに不具合が生じた場合の保守費用については受注者負担とする。

2 共通事項

- (1) 機器等は，項目ごとに同一の機種等とすること。
- (2) ソフトウェアは，「別紙3」に示すほか，必要なものがある場合には補完すること。
- (3) 契約締結後，納入までに承認を受けた導入機器の後継機種と認められるもの，あるいはアプリケーションソフトのバージョンアップが発売された場合は，その導入の可否を発注者と協議すること。

1. 電子黒板等

| 製品 | 詳細仕様 | | 備考 |
|--------------------|---|--|--|
| 一体型電子黒板 (65インチ) | 一体型電子黒板の定義 | ユニット型や外付型, ボード型等を含まない電子黒板で, メーカー提供あるいは推奨の移動式スタンドを備えたもの | 40校64台 |
| | 移動式スタンド | 電子黒板を設置した状態で教室入口(180×80cm)を通過移動可能であること。 | |
| | 設置棚 | 電子黒板用ノートパソコン, ワイヤレス画面転送装置が設置可能な棚板が装備されていること。 | |
| | その他 | 岩手県内の複数自治体に導入されているメーカーであること。 | |
| | 附属品 | HDMIケーブル(5m), 電源タップ(5m)を用意し, 接続すること。 また, 電子黒板用ソフトウェア・専用電子ペンを一式添付すること。 | |
| 電子黒板用 パソコン | 筐体 | ノート型 | 40校64台 グリーン購入ガイドライン及びPCグリーンラベル適合品とする。 |
| | 画面サイズ | 15.6型ワイド(1,366×768)以上 | |
| | CPU | Intel Core i3 7130U 2.70GHz 以上 | |
| | メインメモリ | 8GB以上 | |
| | HDD | 500GB以上 | |
| | DVD/CDドライブ | 内蔵型スーパーマルチドライブ (2層式の読み込みが可能であること) | |
| | キーボード | JIS配列準拠テンキー付キーボード | |
| | マウス | 光学またはレーザー式マウス(光学式マウスの場合マウスパッド添付のこと) | |
| | インターフェイス | USB3.0×4, HDMI×1, アナログRGB×1 | |
| | ネットワークI/F | 1000BASE-T以上 LANボード内蔵□ 無線 IEEE802.11 a/b/g/n/ac | |
| | OS | Microsoft Windows10 Professional 64bit 正規版 | |
| | スピーカー | 本体に内蔵 | |
| | リカバリーメディア | 添付すること | |
| | メーカー製品保証 | 3年間のパーツ保証以上とすること | |
| 附属品 | ・本体に接続可能なカールコードセキュリティワイヤー(シリンダー錠・盗難防止用) | | |
| ワイヤレス 画面転送装置 | 内田洋行 wivia 5 | ・HDMIケーブル(2m)を用意し, 接続すること。 ・画像転送ソフトウェアを一式添付すること。(既存タブレット等(Windows 7以上)にインストール可能なもの) | 同等品不可 40校64台 |

2. クライアントソフトウェア・ライセンス関連（電子黒板用PC）

※下記の仕様によらず、アカデミックライセンスがあるものはアカデミックライセンスを納入のこと。

| 製品 | 詳細仕様 | | 備考 |
|---------------------------|--|---|---------|
| 電子黒板用 ソフトウェア・ ライセンス | Microsoft Office Standard 2016 アカデミックオープン ライセンス | <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Word, Excel, Access, PowerPoint, Microsoft Publisher等□ ・アップデートが、時刻設定により自動実行が可能なものであること。 | 40校64台分 |
| | 新学習指導要領対応 小学校外国語活動教材 | <ul style="list-style-type: none"> ・Let's Try! 1, 2 ・Hi friends! 1, 2 ・We Can! 1, 2 ・ソフトについては発注者が電子媒体で提供する。 | 40校64台分 |
| クライアントアクセス ライセンス | Microsoft Windows サーバー クライアント アクセスライセンスアカデミック | | 40校64台分 |